

## 第4回「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」

### 議事概要

#### 1. 日 時

平成29年4月26日（水） 14：00～16：00

#### 2. 場 所

中央合同庁舎2号館1階 国土交通省第1会議室

#### 3. 議事概要

- (1) 議題1「運送以外のコストを適切に収受するための方策について」について事務局より説明を行い、意見交換を行った。
- (2) 次に、議題2「運賃のあり方について」について事務局より説明を行い、意見交換を行った。
- (3) 次に、議題「その他」について、事務局より説明を行い、意見交換を行った。
- (4) 各委員及び各オブザーバーからは、以下のような発言があった。

#### **【運送以外のコストを適切に収受するための方策について】**

○標準貨物自動車運送約款の17条第1項に「貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います」とあるが、当然運送事業者が行うものだろうと荷主側に思われる可能性がある。したがって17条第1項を「貨物の積込み又は取卸しは、荷送人又は荷受人の責任においてこれを行います」とした上で、第2項で「定型的な積み付け業務は当店の責任においてこれを行います」とし、第3項で「シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします」というようにすると、責任の所在と料金の発生する根拠がはっきりするのではないか。

○積込み及び取卸しについて「当店の責任においてこれを行います」と書いている趣旨としては、貨物を運送する際に貨物が片方に偏ったりすると危ないので、安全に運ぶために知見がある運送事業者が責任をもってやりますということであると考えている。ただし、積込み及び取卸しの費用負担については約款上記載されていなかったため、今回の改正案では「積込み又は取卸しを行う

場合は、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します」という条項を追加している。

○今回、運賃と料金を明確化することで、荷主及び運送事業者がこの内容を遵守すれば適正な運賃を収受できるようになると思う。一方で、現行制度においても運賃以外の料金が発生すると書いてあるにも関わらず収受できていないという実状があり、こういったコンプライアンス遵守ができていない荷主に対しては罰則規定等の強制力があつた方がより効果的に運賃や料金を収受できるようになるのではないか。

○運賃と料金の区別を明確化することは大きな成果だが、今回改正する内容をどのように業界に浸透させていくかが重要である。

○罰則規定を設けるとなると法律の整備等における調整が一筋縄にいかない部分がある。今回整理する運賃と料金の区別について、どのように周知をしていくかが重要であるが、荷主側の業界団体や経済産業省等にご協力いただき周知をしていくことになると思う。周知方法については今後検討していく。

### 【運賃のあり方について】

○現行制度上、運賃や料金は事後届出をすることとなっているが、この制度を改正しない限り国が標準運賃や下限運賃を設定するのは難しいのではないか。貨物自動車運送事業法第26条に規定されている事業改善の命令を行うことは不可能ではないが、要件が厳しく現実的には困難だと思う。また、貨物自動車運送事業者は多種多様なサービスを実施している現状においては、国が線引きをするのは困難だと思う。

○物流が変化している今だからこそ、積極的に動いていかなければならない。かつての大型トラック運転者は世間並又はそれ以上の所得であったが、今は極端に下がってきている。所得が低下している要因としては、即日配送等の過剰なサービスによるコストの増加や多頻度少量配送による利益率の低下等が挙げられるが、今はこれらのサービスが見直され始めており、物流に変化が生じている今こそ良い機会ではないか。

○標準運賃や下限運賃を試算して公にするという方策について、国が一定の目

安を示し個々の事業者がその目安に従うと、独占禁止法において禁止されている不当な取引制限等に該当し、事業者が独占禁止法上の責任を問われる可能性もある。仮に国が下限運賃を設定して変更命令審査を行う仕組みを設けることを検討する場合には、それによって保護すべき公共の利益を基礎付ける事実があるかを厳密に見ていかなければならないと考える。

○これまで貨物自動車運送事業法第26条に規定する事業改善の命令を適用した実績はあるか。

○これまで貨物自動車運送事業法第26条に規定する事業改善の命令を適用した実績はない。

### 【その他】

○国土交通省と厚生労働省の相互通報制度については限界があると思う。国交省は元請事業者と下請け事業者の関係について監督・指導し、厚労省は経営者と従業員等契約で結ばれた関係であれば監督するが、荷主に無理を強いられる場合は、どちらも手を出せないことがある。このようなケースにおいては公正取引委員会や経済産業省に通報することができれば良いと思う。

○通報制度等を制度化するとなると難しいが、そういった事例があるようであれば経済産業省に教えていただければ公正取引委員会と相談するとか、荷主団体に相談するとか、経済産業省が間に入ることはできると思う。

○国土交通省としては、独占禁止法や下請法上問題となる事項をまとめたチラシを作成し関係者に配布しているが、作成及び周知については公正取引委員会や経済産業省、中小企業庁に多大なご協力をいただいて荷主団体等にも周知をしていただいているところ。通報制度については、国土交通省としては荷主勧告制度という制度があり、これまで勧告を出した実績はないが、協力要請書や警告書を発出した実績はある。協力要請書を出した事業者のリストについては公正取引委員会と共有するといったことをしており、こういった取組みについては今後も公正取引委員会や経済産業省等と連携して行っていく。

以上  
(文責：事務局)